

#### 4. 開催経緯

	開催日	議 題
第1回	平成 16 年 9 月 15 日	○社会保険事業の現状等について
第2回	平成 16 年 10 月 22 日	○保険料の収納対策について
第3回	平成 16 年 11 月 26 日	○年金事務費等について
第4回	平成 17 年 1 月 21 日	○年金相談等の被保険者・受給者サービス等について
第5回	平成 17 年 2 月 16 日	○平成17年度社会保険事業計画について
第6回	平成 17 年 3 月 16 日	○平成17年度社会保険事業計画(案)について ○社会保険オンラインシステムの見直しについて
第7回	平成 17 年 5 月 20 日	○お客様満足度アンケートについて
第8回	平成 17 年 6 月 30 日	○社会保険庁改革について ○国民年金保険料収納対策に係る平成17年度行動計画(アクションプログラム)について
第9回	平成 17 年 9 月 9 日	○平成16年度収支決算について ○国民年金保険料の平成16年度の納付状況の分析について ○調達委員会及びシステム検証委員会の取組み状況について ○平成18年度予算概算要求について

## 8. 社会保険庁人事に関する基本方針

### ○ 17年度人事に関する基本方針の概要

＜改革を推進するための、人事に関する「5つの基本指針」＞

#### 【Ⅰ「内向きな組織」から、「事業重視の組織」へ】

- ① 内部管理重視から事業実施重視の人員配置への転換
- ② 年次にとらわれない人事配置
- ③ 職員の意欲を引き出す職場づくり

#### 【Ⅱ 専門家・熟達者の養成】

- ① 人事サイクルの変更 ＜2年→3年以上＞
- ② 専門家・熟達者の養成

#### 【Ⅲ 内部統制（ガバナンス）の確保された組織の確立】

いわゆる3層構造の弊害を除去し、本省I種職員、本庁職員、地方庁職員が一体となって総合力を発揮できる組織を目指す。

- ① 社会保険事務局長へのI種職員の配置
- ② 地方庁職員の幹部への登用（事務局次長への積極的登用及び事務所長への登用の原則化）

#### 【Ⅳ 本庁・地方庁を含めた人事交流の拡大等による組織全体の活性化】

- ① 若手職員の「本庁－地方庁」間の人事交流
- ② 地方社会保険事務局間の人事交流の実施
- ③ 人事配置の地域間格差の是正

#### 【Ⅴ「スピーディな事業執行体制」の構築】

- ① 組織階層の簡素化
- ② 組織横断的なプロジェクトチームの活用

## 9. 現在の内部監査体制について

### 1. 会計監査について

#### (1) 監査体制について

##### ①本庁 総務部経理課監査指導室（6人）

社会保険業務センター及び社会保険大学校を含め、本庁の会計監査を実施するとともに、全地方社会保険事務局及び各地方社会保険事務局ごとに1ヶ所の社会保険事務所の会計監査を実施。

##### ②地方社会保険事務局 地方社会保険監察官（156人）

地方社会保険事務局及び社会保険事務所の会計監査を担当。

#### (2) 監査内容について

○ 17年度については、「会計事故防止」及び「契約事務の適正化」を図る観点から、以下の事項を重点的な監査事項としている。

- ① 契約事務と支払事務を担当する部署の相互牽制体制が確立しているか。
- ② 特段の理由もなく少額に分割した調達等、安易な随意契約が行われていないか。
- ③ 数値目標を含む「調達計画」の策定状況
- ④ 各地方社会保険事務局に設置され、一定額以上の調達案件等を審査する「契約審査会」の審議状況及び進捗

### 2. 業務監査について

#### (1) 監査体制について

##### ①本庁 総務部サービス推進課社会保険指導室（19人）

全地方社会保険事務局及び各地方社会保険事務局ごとに1ヶ所の社会保険事務所の業務監査を実施。

## ②地方社会保険事務局 地方社会保険監察官(156人)

地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務監査を担当。

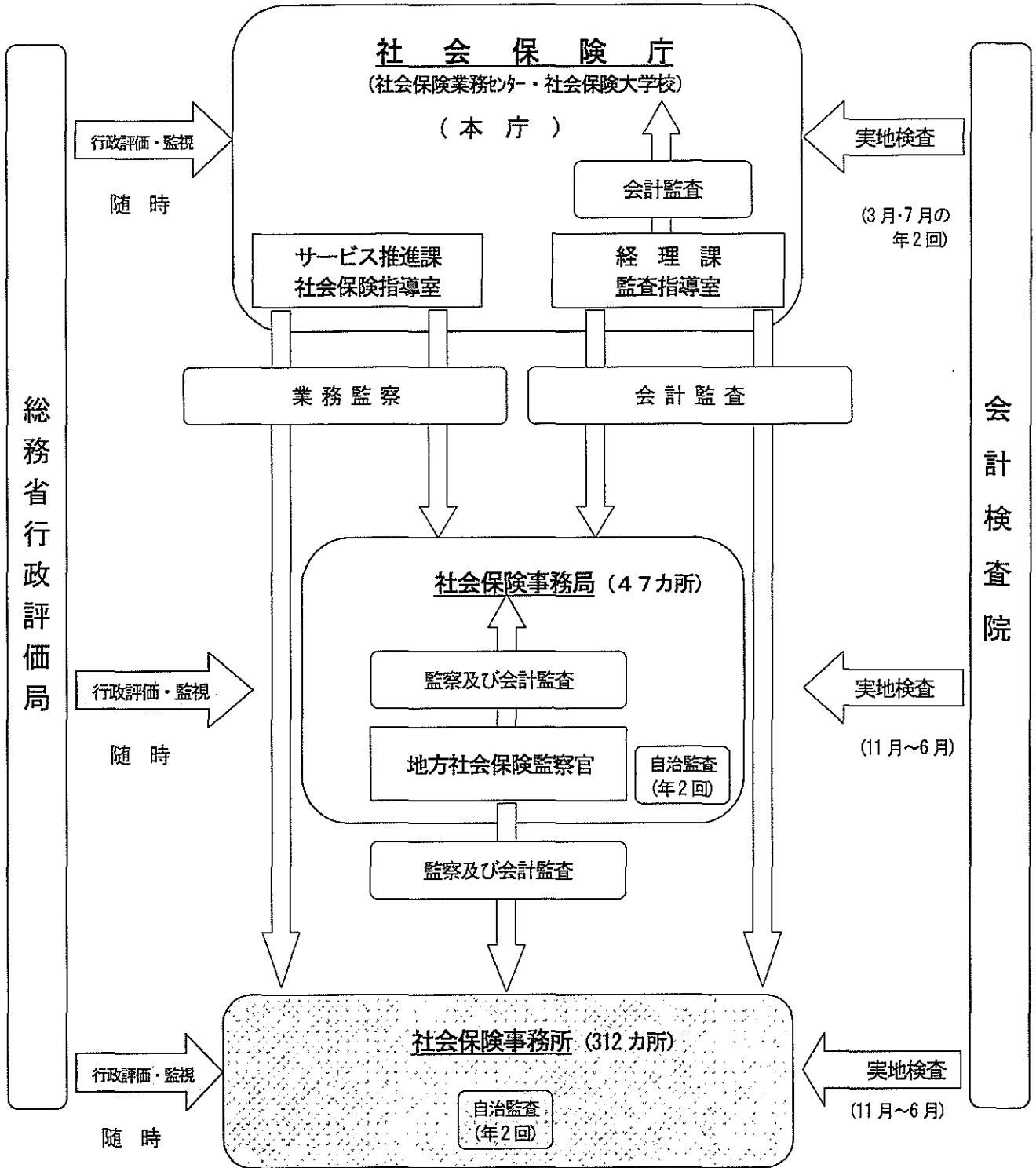
### (2) 監査の内容について

- 17年度においては、「緊急対応プログラム」の取組状況を中心として、以下の事項を重点的な監察事項としている。
  - ① 政管健保・厚生年金の適用の適正化・保険料収納対策
  - ② 国民年金の適用の適正化・保険料収納対策
  - ③ 国民サービスの向上
  - ④ 個人情報保護の徹底
  - ⑤ 職員の意識改革
  - ⑥ 不正事故防止に関する取組状況
  - ⑦ 各事務局における重要課題に関する取組状況 等

### ※ 個人情報管理監査について

- 平成17年3月より、本庁並びに全国の社会保険事務局及び社会保険事務所等における個人情報の業務目的外の閲覧行為について、社会保険業務センターにおいて一括して確認できるチェックシステムを整備。
- 社会保険業務センター総務部システム監査課において、定期的な監査を行うとともに、業務目的外の閲覧行為と疑われる業務処理については、随時監査を実施。
- また、総括個人情報保護管理者（社会保険庁次長）及び個人情報保護管理者（各課長等）で構成される個人情報保護管理委員会において、社会保険庁が保有する個人情報の管理及び安全確保の維持・向上に係る重要事項の決定・連絡・調整等を実施。

# 社会保険庁監察(監査)の概念図



## 10. 国家公務員法のサービスの宣誓規定等について

### <サービスの宣誓規定>

- 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)  
(サービスの宣誓)

第九十七条 職員は、政令の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

- 職員のサービスの宣誓に関する政令(昭和四十一年二月十日政令第十四号)  
(サービスの宣誓)

第一条 新たに職員(非常勤職員(国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)及び臨時的職員を除く。以下同じ。)となつた者は、任命権者又はその指定する職員の面前において別記様式による宣誓書に署名して、任命権者に提出しなければならない。

2・3 (略)

(権限の委任)

第二条 この政令に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定める。

別記様式

宣誓書

私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。

年月日

氏名

### <分限に関する規定>

- 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)  
(本人の意に反する降任及び免職の場合)

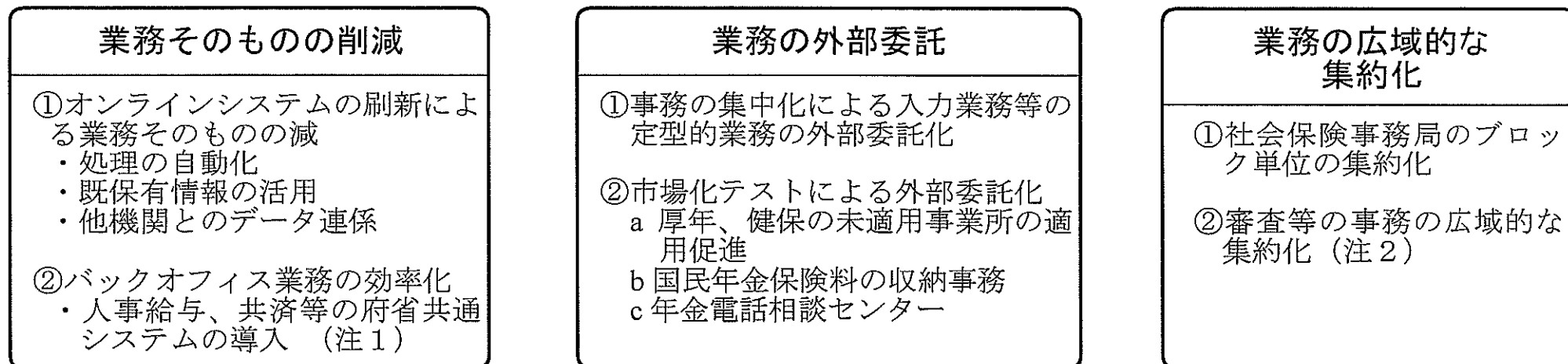
第七十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

## 11. 社会保険庁の人員削減計画について

＜「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の第2回会議(7月25日)提出資料＞

### ○ 組織の効率化と人員の削減について



(注1) 政府の「電子政府構築計画」に基づき、新システムの導入等により、バックオフィス業務に係る定員の3割以上の削減に取り組むこととされている。

(注2) 業務の広域的な集約化を実施するため、各ブロックに1～3ヶ所程度の地方事務センターを設置。

### 強化する業務への要員シフト

- ①保険料徴収の徹底、②適用の適正化、③国民サービスの向上、④給付の適正化
- ⑤本庁の企画立案、内部統制機能の強化、⑥システム管理(ITガバナンス)の強化 等

人 員 の 純 減

## 人員削減の見通し

＜「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の第9回会議(4月25日)提出資料＞

職員体制について、定型的業務の外部委託や市場化テストによる外部委託の拡大、システムの刷新等による業務そのものの削減等による合理化を徹底することにより、人員の削減を行う。

<p>＜現行の社会保険庁＞</p> <p>(1) 正規職員 17,365人</p> <p>(2) 非常勤職員 11,461人</p> <p>① 謝金職員 5,211人</p> <p>② 国民年金推進員 3,108人</p> <p>③ 事務補助員 3,142人</p> <hr/> <p>計 28,826人</p> <p>※平成17年度予算定員による。但し、予算定員が無い事務補助員は、現在の実行人数(短期雇用も年間稼働日数で常勤換算)</p>		<p>＜年金の組織＞</p> <p>・ 正規職員 13,600人程度</p> <p>・ 非常勤職員 4,500人程度</p> <hr/> <p>計 18,100人程度</p> <p>※現行の社会保険庁と比べ、正規職員が2割減、非常勤が6割減、全体で3割7分減</p>	<p>＜政管健保の組織＞</p> <p>・ 正規職員 2,200人程度</p> <p>・ 非常勤職員 1,500人程度</p> <hr/> <p>計 3,700人程度</p>
		<p>＜削減見通し＞</p> <p>・ システムの刷新、定型業務の外部委託、バックオフィス業務の効率化による減 正規 2,500人、非常勤 1,300人程度の減</p> <p>・ 市場化テストによる減(モデル実施三事業の全国実施の場合) 正規 500人、非常勤 4,100人程度の減</p> <p>・ 強制徴収等の強化する業務へのシフト 正規 1,500人程度の増</p> <hr/> <p>正規 1,500人、非常勤 5,400人程度の減 合計 6,900人程度の減</p>	

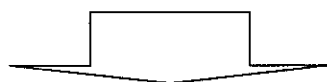
- (注) 1. 政管健保の適用・徴収分及び医療機関指導監督分については、年金の組織に仮計上しているが、今後の議論を踏まえて改めて整理する。
2. 社会保険事務局のブロック化による減については、内部統制・ITガバナンス等の本庁の機能強化、政管健保の保険者機能の強化等へのシフトを含めて検討する。
3. 政管健保の組織の効率化については、今後、組織の具体化を図る中で検討する。



## ○政府の定員合理化計画の概要

### 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)

平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上の削減を目指す。



### 定員合理化計画(「平成18年度以降の定員管理について」平成17年10月4日閣議決定)

- 平成18年度から21年度までの4年間(計画期間)における各府省の合理化目標数を設定。
- 計画期間における合理化目標数

政府全体の合理化目標数	27,681人 (17年度末定員 331,427人の 8.35%)
厚生労働省全体の合理化目標数	5,698人 (17年度末定員 55,319人の 10.30%)
(内訳) 社会保険庁	2,720人 (17年度末定員 17,365人の 15.66%)

※ 定員合理化計画は、各府省ごとに定めた合理化目標数であり、これに対して、強化すべき業務への「増員」がされるため、「純減数」は、合理化による削減数から増員数を差し引いた数となる。